

# いたばし 環境管理ニュース

発行:板橋環境管理研究会  
2015年11月2日 〒173-0005 板橋区仲宿54番10号  
第374号 電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133  
(板橋区公式ホームページからも閲覧可能)

[http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c\\_kurashi/004/004325.html](http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html)

## 今号のトピックス

- 1 板橋環境管理研究会 第3回研修会の開催
- 2 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令
- 3 水銀による環境の汚染の防止に関する法律の概要
- 4 エコライフウィーク冬
- 5 第15回環境なんでも見本市 in エコポリスセンター出展団体募集
- 6 騒音・振動測定講習会が開催されました

## 板橋環境管理研究会 第3回研修会の開催

平成28年6月より化学物質を取り扱う事業者に、化学物質のリスクアセスメントが義務化されます。2015年度の第3回研修会では、法改正及び関連する指針等の内容を解説し、ご理解いただくための「化学物質のリスクアセスメント実務者講習会」を実施します。講習会終了後、研修会のアンケート結果の報告と温室効果ガスの排出量削減に向けた区の支援事業等をご紹介します。

1. 日 時 : 12月10日(木) 15時~17時15分
2. 会 場 : 板橋産連会館3階会議室 (所在地:板橋区仲宿54-10)
3. 対 象 : 区内の工場・事業所の公害防止管理者など
4. 内 容

### (1)化学物質のリスクアセスメント実務者講習会

法改正に伴う実務講習会になります。詳細については、分かり次第、板橋区 HP や広報いたばしにてお知らせいたします。

講師 : 椎野労働衛生コンサルタント事務所 所長 椎野 恭司 氏

### (2)板橋環境管理研究会 研修会アンケート結果報告(説明:板橋区環境戦略担当課職員)

今年度開催した研修会において実施したアンケートのうち、主に「節電・省エネ対策の取組」に関する集計結果をご報告します。

### (3)板橋区の支援事業等のご案内(説明:板橋区環境戦略担当課職員)

区の新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度や板橋エコアクションをはじめ、中小規模事業所向けの支援事業等をご紹介します。

5. 定 員 : 50名(申込順)

6. 費 用 : 無料

### 7. 申込・問合せ先

#### (1)板橋環境管理研究会員の方

板橋環境管理研究会 猪飼

電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133 Eメール:mail@itabashisanren.org

#### (2)会員以外の方

板橋区役所 資源環境部 環境戦略担当課 環境政策グループ

電話:03-3579-2622 FAX:03-3579-2589 Eメール:s-kankyo@city.itabashi.tokyo.jp

# 水質汚濁防止法施行規則等の一部を 改正する省令

環境省より、「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が平成27年9月18日に公布され、平成27年10月21日から施行されることになりました。

## 1. 改正の経緯

トリクロロエチレンの環境基準については、平成26年11月に、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に変更されました。

これを受け、環境基準の維持・達成を図るため、水質汚濁防止法の排水基準等の見直しについて中央環境審議会に諮問し、平成27年4月21日に答申が出されました。

今般の省令改正は、この答申を受けて、トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準を変更するものです。

## 2. 改正の概要

トリクロロエチレンの排水基準を 0.3mg/L から 0.1 mg/L に（排水基準を定める省令の一部改正）、地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準を 0.03mg/L から 0.01mg/L に改正します（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）。

トリクロロエチレンに関する基準値の改正

基準	改正後の基準値	改正前の基準値
排水基準	0.1mg/L	0.3mg/L
地下水の浄化措置命令に関する浄化基準	0.01mg/L	0.03mg/L

## 3. 施行期日

平成27年10月21日

## 4. 適用猶予

トリクロロエチレンについての改正後の排水基準は、施行期日以後に新たに特定事業場となる事業場には直ちに適用されますが、既設の特定事業場（設置の工事を行っているものを含む。）については、改正省令施行の日から6カ月間<sup>※1</sup>（水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については1年間<sup>※2</sup>）は適用されず、従前の排水基準が適用されます。

※1:平成28年4月20日まで

※2:平成28年10月20日まで

詳細につきましては下記ホームページを参照してください。（環境省ホームページ）

<http://www.env.go.jp/press/101451.html>

# 水銀による環境の汚染の防止に関する 法律の概要

水銀による地球規模での環境汚染を防止することを目的とする「水銀に関する水俣条約」の担保措置等を講ずるもので、第189回国会で成立し、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)」として平成27年6月19日に公布されました。

## 1. 法の概要

### (1) 計画の策定

国は、水銀対策の全体像を示す「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」を策定する。

### (2) 水銀鉱の掘採の禁止

### (3) 特定の水銀使用製品\*の製造等に関する措置

特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限し、現在把握されていない新たな用途で利用する水銀使用製品については製造・販売を抑制する。また、水銀使用製品の適正な分別回収のため、国・市町村・事業者の責務を設ける。

### (4) 特定の製造工程における水銀等の使用の禁止

### (5) 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止

### (6) 水銀等の貯蔵に関する措置

水銀等の環境上適正な貯蔵のための指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対して定期的な報告を求める。

### (7) 水銀を含有する再生資源の管理に関する措置

水銀含有再生資源(条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。)の環境上適正な管理のための指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対して定期的な報告を求める。

### (8) その他

罰則等の所要の整備を行う。

※特定の水銀使用製品は、以下に掲げるものとする。(13品目)

電池、スイッチ及びリレー、一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球型蛍光ランプ、一般照明用の直管形蛍光ランプ、一般照明用の高圧水銀ランプ、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ、化粧品、動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤、気圧計、湿度計、圧力計、温度計、血圧計

詳細につきましては下記ホームページを参照してください。(環境省ホームページ)

<http://www.env.go.jp/press/100686.html>

<http://www.env.go.jp/press/uplode/upfile/101400/28037.pdf>

# エコライフウィーク冬

12月は地球温暖化防止月間です。区では、12月1日(火)～7日(月)を『エコライフウィーク冬』(重点啓発期間)とし、9つのアクションの取組みを普及・啓発しています。普段のライフスタイルを見直し、地球にやさしい生活を心がけて、地球温暖化防止に取り組みましょう。

## ■エコライフフェア冬

日 時:12月1日(火)10時～15時

場 所:板橋区役所 1階 区民イベントスペース

内 容:年末のお掃除をテーマに、環境にやさしいエコライフ情報を紹介します。エコな知恵が学べるミニ体験コーナーもあります。

参加費:無料

## ■まずは「9つのアクション」から！

1. 暖房の設定温度に注意しよう(冬は20℃を目安に)
2. テレビやパソコンは省エネモードに設定し、見ないときには電源を切ろう
3. 照明はこまめに消し、買い替え時には省エネランプを選ぼう
4. 冷蔵庫の温度調節は「強」から「中」にしよう
5. 調理の火力をこまめに調節し、落としぶたをするなどの工夫をしよう
6. 使う目的にあわせて給湯器の温度を調節、お風呂は間をあけずに入浴しよう
7. 水道やシャワーは出しっぱなしにしないでこまめに止めよう
8. 外出や買い物にはいつもエコバッグを持ち歩こう
9. 遠出はできるだけ公共交通、近くは歩くか自転車を使おう

## ■ライトダウンにご協力を

家庭で夕食後30分程度テレビや暖房・不要な照明をできるだけ消して、ライフスタイルを見つめ直してみましょう。



## 【問合せ】

資源環境部環境戦略担当課環境協働グループ(板橋区役所北館7階12番窓口)  
電話:3579-2233 Eメール:s-kkyodo@city.itabashi.tokyo.jp

## ■エコ・クッキング～フライパンひとつでビビンバ～

環境のことを考えて「買い物・料理・片付け」をするエコ・クッキングです。「食」を通じて、「環境・エネルギー」について学びます。

日 時:12月4日(金)10時30分～13時30分

場 所:成増社会教育会館

定 員:24名(18歳以上の方)

※定員を超えた場合は、区内在住の方を優先して抽選

講 師:東京ガス(株) エコ・クッキング講師

内 容:「エコ・クッキング」の紹介、調理実習、試食

メニュー:石焼風ビビンバ・ワカメスープ・焼きバナナのプチスイーツ

費 用:500円

持 ち 物:エプロン・三角巾・タオル



【申込み・問合せ】11/20(必着)、往復ハガキまたはEメールで

エコポリスセンター 電話:5970-5001 Eメール:info@itbs-ecopo.jp  
〒174-0063 板橋区前野町4-6-1 (第三月曜日休館)



## 第15回環境なんでも見本市 in エコポリスセンター 出展団体募集

区では、私たちのまち「板橋」の環境をより良いものにしていこうと、区民・区民団体・企業が活動する「いたばしエコ活動推進協議会」と協働し、「第15回環境なんでも見本市 in エコポリスセンター」を開催します。

地球の環境を維持・改善をしていくためには、私たち一人ひとりが身近なことから取り組み、環境に優しいライフスタイルにすることが求められています。

本見本市では、区民の環境意識の向上に寄与することはもちろん、区内でそれぞれの立場から環境問題に取り組まれている団体、企業、学校、行政などの情報発信や交流も目的の一つとなっておりますので、皆さまの環境活動のPRや出展団体同士の交流の場としてもご活用ください。

毎年、環境管理研究会に所属する企業も数社出展していただいていますので、環境活動の大小に関わらず、是非、ご応募ください。

日 時 :平成28年2月6日(土)13時~16時30分、2月7日(日)10時~16時

場 所 :エコポリスセンター

主な内容 :パネルや実物展示、実演、ワークショップ、クイズラリー

緑のカーテンコンテスト表彰式、エコポリス板橋環境活動大賞表彰式など

出展費用 :無料

出展ブース:1ブースはパネル1枚(横 1,800mm×縦 1,200mm)とテーブル1台(横 1,500mm×奥行 600mm)※原則1団体につき1ブース。複数ブースを希望の場合は要相談。

資料請求 :出展案内と申込書をお送りします。平成27年11月20日(金)までに、Eメールで「第15回環境なんでも見本市 in エコポリスセンター資料請求」、団体名・氏名(ふりがな)、住所(事業所所在地)、電話番号を明記のうえ、エコポリスセンターへ。

※ 申込団体には12~1月に出展説明会を開催する予定です。

※ 会場内での販売行為、署名活動などはできません。

※ 出展案内および昨年度の様子は以下のホームページからご覧になれます。

([http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c\\_kurashi/048/048241.html](http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/048/048241.html))



会場の様子

<昨年度の実績>

来場者数:1,851人

出展団体数:51団体(内、企業16社)

### 【申込み・問合せ】

エコポリスセンター 電話:5970-5001 Eメール:info@itbs-ecopo.jp

〒174-0063 板橋区前野町4-6-1 (第三月曜日休館)

# 騒音・振動測定講習会が開催されました

毎年好評の騒音・振動測定講習会が平成27年10月8日(木)グリーンホールで環境課と板橋環境管理研究会との共催で開かれました。

この講習会は、工場および事業所が環境マネジメントシステムを構築・維持するために必要な騒音と振動の基礎的な知識と測定技術を習得していただくために毎年実施している講習会です。講習を修了すると検定・検査済みの騒音計・振動計・記録計の貸出しを受けることができます。

今年度は11名の参加があり、騒音・振動の基礎知識についての説明と参加者による実習が行われ、最後に参加者全員に修了証と貸出カードが交付されました。講習会の内容を写真でお伝えします。



## 1. 騒音・振動の基礎知識

まず、騒音・振動の基礎知識と法令について、講習を行いました。基礎理論については、騒音・振動の定義、伝搬の仕方、人が感じる感覚量、単位、dBについてなど幅広く講義を行いました。法令については、工場の届出、用途地域と時間により規制基準が定められていることなどを講義し、各自の工場が守るべき環境法令について確認を行いました。また、騒音・振動に係る苦情の具体的な事例を紹介しました。



## 2. 騒音計・振動計の使い方

職員により、騒音・振動測定の規定、騒音計・振動計の使い方を説明しました。これらの機器は、取り扱い方をしっかり把握していないと測定ができません。レベルの設定、校正の仕方、記録計の接続、取り扱いの説明など項目はたくさんあり、留意点について説明を受け、一人ひとり実際に機械に触れてもらいました。分からない箇所は各班の担当職員が丁寧に説明しました。



## 3. 測定実習

騒音計・振動計の測定実習では、電動ポンプを動かして騒音と振動を発生させ、それぞれを測定しました。3名で班を作り、協力して測定機器の設置、測定データの採取を行いました。ここでは、先程の実習の成果が試されますが、各班ともスムーズに実習を終えることができました。



## 4. データ解析実習

データ解析では、事前に測定された騒音データを渡され、そこから騒音レベルを求めました。騒音レベルを求めるためには、5秒ごとのデータを50個読み取り、累積度数曲線を作成し、90%レンジの上端値を求める必要があります。統計処理のため、精密な計算が必要であり、参加者のみなさんも慎重にグラフを作成し、騒音レベルを求めていました。

## 5. 修了証と貸出カードの交付

基礎理論、測定器の取り扱い、測定データの解析を終えた参加者に修了証と貸出カードが交付されました。これにより、検定済の測定器の貸出しを受けることができ、自ら、自社の騒音・振動レベルを測定することができます。